

昭和28年8月25日

千代田區役所

発行

(神田) 151~9

外號

千代田区報

千代田區町會組織運營基準

昨年十月、所謂町會禁止令（昭和二年政令第一五号）の失効に伴い、区内に町會の設置せられるもの多く、今後もお増加の傾向にある。新発足の町會はいづれも民主的形態をとり入れて組織、運営せられその機能は會員相互の親睦融和と、共同福利の増進という町會目的を果しているが更に現下の社会的要請を充して會員共同の利害關係を調整し、或いは区民組織的な公共諸団体との調整、連絡を行う等、新たな町會活動の分野を加え、町會は生活共同体として、又総合的地域団体としての実態を備えるに至つた。

こうした動きの中にあつて国及び地方公共団体は、町會の設置運営について何等の指導も干渉も行わず専ら町會の自由任せて来たのであるが、町會が上述のように実態を持つ区民組織として重要な公共的団体である以上、これを包括する区が無関心に看過し得ないところである。地方自治法もこうした観点から「管内の公共的団体の活動の総合調整を図るための指揮監督権」を区長に附与しており、一面町會設置について区の指導を要望する声も漸く高まつて来たので、区は町會設置を希

望する地域の人々のために一応の手引き資料とし、併せて町會運営の参考資料とするためこの基準を制定したものである。

第一、基準設定の基本方針

一、町會は地域の特性に基づいて自主的に運営される中にも、會員共同の利益を重んじ、會員全体の理解により民主的に運営されると共に、管内全体の調和と整正とを所期して、相当広範に基準事項を提示し町會の取捨選択により自主的決定に任す方針をとつた。

二、基準事項は既成町會に採り入れられた類型を尊重し、これらの中から適当と認められるものを求め、併せて會員の共同利益増進の観点から必要と認められる指導的事項をも提示した。

第二、町會の組織運營の基本方針

一、町會の組織及び會員の加入脱退は、地域成員の社会意識に基づく自由意志によつて決定し、その運営は會員の理解と協力によつてあくまでも民主的に行われるべきこと。

二、町會の目的事業等はその地域の面積、人口、職業構成、會員資力等を

考慮し、會員多数の共同利益の観点から自主的に決定せらるべきこと。

三、町會はその組織及び機能の上から総合的地域団体の性格を持つものであること。

四、町會は政治的中立性を守り、一党派に偏した政治活動を行わないこと。

五、町會が地域の行政に協力することは、會員の自治能力を涵養し、行政効果を高める等寄与するところ頗る大であるが、これは漸を追うて社会的要請と町會の自発的意志によることとして現在の段階では行政の広報活動及び住民の重要な権利義務又は公共の利害に關係ある事項の周知徹底に協力する程度に止め、行政便宜の爲町會に補助的活動を無統制に依頼することのないよう措置すること。

第三、名稱

町會は地域団体の性格上、町名を冠して「〇〇町會」とする。

第四、地域

町會の区域は原則として町、丁目、以て設置の単位区域とする。但し、會員数が著しく少数の場合は、世帯人口、地形、面積等を考慮し、数箇の町を併せて設置する事ができる。

第五、會員

一、地域内に居住する世帯主を以て主

体とする。

二、その他、地域内居住者又は地域内にある事務所、営業所、工場、作業場、倉庫、学校、病院又はこれらに類するものの代表者、管理者等町会の事業活動により共同の利益を受ける者を加えることができる。

三、入会は会員の理解と協力によつてこれを求め、強制的勧奨に涉らないこと。

第六、機能

町会の機能は、町会が自主的に決定する事業活動によつて定まるのであるが、総合的地域団体の性格から次のような機能を持つ事が適当である。

- 一、交際親睦機能
- 二、共同福利機能
- 三、共同福利機能
- 四、生活共同機能
- 五、保健衛生、保安自警（防犯、防火、防災、警備）
- 六、街路照明、町内美化
- 七、生活改善、消費生活共同施設、文化事業。
- 八、共栄的機能
- 九、商店街共同施設、地元発展施設等
- 十、公共的諸団体との調整連絡、行政諸機関との連絡等。

第七、公共的諸団体との調整連絡

次のようである。

- 1 自治的機構
庶務部
會計部
奉仕部
文化部（教養、体育、厚生）
保健衛生部
保安部（防犯、防火）
婦人部
青少年部
納税貯蓄部
- 2 事業機構

第十二、会計

- 一、会の経費は会費、寄附金その他の収入を以て財源とする。
- 二、会計年度は四月一日から翌年三月三十一日までとする。
- 三、会長は会計年度の当初に収支予算書を作成し、総会の決定に附すること。
- 四、会計担当理事は会計年度終了後速かに決算書を作成し、監事の監査を

一、公共的諸団体は、それぞれ特定の公共的目的を持つ独立体であるが、その会員及び地域の構成又は財源等を町会地域内に求め、或いは事業の面で町会活動と性質を同じにする等町会会員の共同の利害に影響するところが大いので、町会は総合的地域団体の性格上、これら団体の独立性を侵さない範囲で次のような調整連絡上必要な組織と機能を持つことが望ましい。

- 1、事業活動の性質を同じくするものは、町会内にその活動機構を設けて処理し、内部的には地域内を対象とする町会活動とし、対外的にはその組織を以て独立団体の活動として運営する。
- 2、団体（又はその下部組織）の地域又は構成員が町会のそれと異なるとある場合は、団体の長は町会の長が兼ねるか、或いは役員組織上相互の均衡を考慮し適当な役員の配置を行うことが運営上望ましい。
- 3、赤十字奉仕団の機能は、法的にも災害救助等の特別使命を持つことに鑑み、これを存置すること。

第八、会費

- 一、会費は会費を負担する。
- 二、会費の標準は、町会本来の目的に要する経費を限度として定めること

三、会費の負担額に差等を設ける必要があるときは、全平均額に対し会員の資力を考慮し最低標準額を算出し、適当の標準により差等を設けるか或は一口の最低額を定め資力に応じて任意に数口を負担する等、最低負担力に標準をおくこと。

第九、役員

- 一、役員は会長、副会長、理事、監事及び諮問機関として顧問相談役等をおく通例とする。
- 二、理事は別項「機構」の区分により事業別部制を設けたときは、その部長又は副部長となり、又地域班を設けたときはその班長等を担当するものとする。
- 三、監事は一般会務及び会計を監査しその結果を役員会及び総会に報告する。
- 四、役員は選出については民主的方法によると共にその活動を能率化するため、概ね次の方法によるのが適当である。
- 五、会長、副会長、及び監事は総会で定める。
- 六、理事は「二」の職能により一部は各地域班で推薦し、会長が総会に諮つて指名する。
- 七、顧問相談役は会長が総会に諮つて委嘱する。

第十、会議

- 一、会議は総会と役員会とし、必要に応じて部会又は地域班の会議を行う。
- 二、総会は定例総会と臨時総会とする。
- 三、定例総会は四月（会計年度当初）に開き、予算及び年度事業計画の決定又は決算及び事業報告の認定、規約の改正、役員選任等を行い、臨時総会は会長が必要と認めるとき、又は会員の三分の一以上から附議事項を示して請求のあつたときに開き必要事項を審議する。
- 四、役員会は、会の運営その他必要事項を審議する。
- 五、総会及び役員会は会長が招集する。
- 六、総会及び役員会の議事は出席者の総意により決定するのを原則とする。採決を要するときは出席者の三分の二以上の同意を以て決定すること。

第十一、機構

- 一、会務を処理するため必要あるときは業務別の「部」を設けるを適当とする。「部」の編成はその町会の事業活動により適当に設けるが、概ね

千代田区町会規約例

千代田区〇〇町会規約

第一章 総則

第一条（会名、事務所）この会は千代田区〇〇町会といひ、事務所を〇〇におく。

第二条（目的）この会は会員相互の親睦を厚くし併せて共同の福祉を増進することを目的とする。

第三条（事業）この会は前条の目的を達成するため概ね次の事業を行う。

- 一、会員の慶弔、慰問、表彰及び厚生娛樂に関すること。
- 二、保健衛生、保安自警に関すること。
- 三、地域内の清掃、美化、街路照明に関すること。
- 四、祭典及び文化的事業に関すること。
- 五、その他会員の共同の福利増進に関すること。

第四条（会員）

この会は町丁目の地域内の居住者及び事務所、営業所、工場作業場、倉庫、学校、病院、その他これに類するものの代表者又は管理者で入会する者を会員とする。

2 会員は会費を負担する。会費は一口月額〇〇円とし、会員の負担する口数は任意とする。

第二章 役員

第五条（種別定員）この会に次の役員をおく。

- 会長 〇名
- 副会長 〇名
- 理事 若干名
- 監事 二名

第六条（職務）会長は会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときこれを代理する。

理事は会長の命を受けて会務を処理する。

監事は一般会務及び会計を監査し、その結果を役員会及び総会に報告する。

第七条（選任）会長、副会長及び理事は総会で選任する。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期終了後も後任者の定るまではその職務を行う。

第九條 (顧問、相談役) 会長は総会に諮つて顧問及び相談役を委嘱することができる。顧問及び相談役は重要な会務について会長の諮問に答える。

第三章 会議

第十條 (総会) 総会は、定例総会と臨時総会とする。

2 定例総会は毎年〇月に開き、臨時総会は会長が必要と認めるとき及び会員の三分の一以上から要求のあつたときに開く。

第十一條 (総会附議事項) 総会に附議すべき事項は次のとおりである。

一、規約の変更
二、収支予算及び事業計画の決定
三、収支決算及び事業報告の認定
四、役員の選任

第十二條 (役員会) 会務の運営のため必要に応じ役員会を開く。

2 役員会は過半数の出席により開会する。

第十三條 (招集) 総会及び役員会は会長が招集する。

第十四條 (採決) 議事は出席者の三分の二以上の同意を以て決する。

第四章 機構

第十五條 (部) 第三条に定める事業を執行するため次の部をおく。

庶務部

會計部

奉仕部

文化部

保健衛生部

保安部

婦人部

青少年部

納税貯蓄部

第十六條 (班) 会務の連絡のため会の地域を次の〇班に分つ。

一班 〇番地から〇番地までの偶数番地の区域。

二班 〇番地から〇番地までの奇数番地の区域。

三班 〇番地から〇番地までの区域

第十七條 (部、班の構成等) 部に部長、副部長及び部員を、班に班長及び副班長をおく。

2 部長、副部長及び班長、副班長は理事の中から、部員は会員の中から必要数を会長がそれぞれ指名して配属する。

第十八條 (部、班の会) 必要あるときは部長又は班長は所属の部又は班の会議を開くことができる。

第五章 会計

第十九條 (財源) この会の経費は会費、寄附金、その他の収入をもつて充てる。

第二十條 (会計年度) 会計年度は毎年〇月〇日に始まり〇月〇日に終る。

第二十一條 (予算) 会長は毎年収支予算を編成し、総会の決定に附する。

第二十二條 (決算) 会計部長は毎會計年度終了後直ちに決算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第六章 雑則

第二十三條 (書類、帳簿) この会に次の書類及び帳簿を備え、会員の請求により閲覧に供することができる。

一、会員及び役員名簿

二、会費徴収台帳

三、金銭出納帳

四、財産台帳

五、重要書類綴

第二十四條 (細則) この規約の実施上必要な事項は細則で定める。

附則

この規約は昭和 年 月 日から施行する。

毎月第三水曜日(午前十時)午後四時)

場所 区役所(支所)

法律相談

相談種目

借地、借家、結婚、離婚、相続、金銭、刑事、刑訴、商事、人権、戸籍、親子養子扶養、農地、登記労働、経済、その他

お気軽に御利用下さい

この問題を!

あなたのお店はどうすれば繁営するか

店舗の整備は

あなたのお店の帳簿は整理されているか

税金の問題は

あなたのお店の金銭は円滑に運転されているか

設備資金は

運轉資金は?

商工相談

相談所 区役所(支所)
相談日 金融、その他の相談は
毎日午前九時

午後四時まで
税務、経理の相談は
毎週木曜日午後一時

四時まで

とき~ところ